

# 第1回 東京都交通安全対策会議幹事会

## 議事録

令和7年5月15日（木）15時15分～

都庁第一本庁舎33階特別会議室N6（対面・オンライン併用）

## 【開会前】

### ○熱田代理

本日は、御多忙のところ、御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、対面及びオンラインのハイブリッド開催となっております。開会に先立ちまして、注意事項を2点申し上げます。

1点目ですが、ハウリング防止のため、発言する場合を除いては、マイクはミュートにしてください。

また、カメラについても、通信負荷の軽減のため、オフとしていただき、発言される際のみ、オンにしていただきますようお願いいたします。

次に2点目です。本会議は議事録の作成のため、Teamsの機能を使用し、レコーディング及び文字起こしを行います。あらかじめ御了承ください。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

資料は参考資料も含め、画面に表示しておりますとおり、計5種類です。

資料は画面でもお示ししますが、お手元に無い場合は、昨日お送りしたメールを御確認ください。

## 【開会、部長挨拶】

### ○熱田代理

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第1回東京都交通安全対策会議幹事会を開会いたします。私、本会議の事務局を務めさせていただきます都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課課長代理の熱田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて進めさせていただきます。

開会に当たりまして、本協議会の会長を務めます都民安全総合対策本部総合推進部長の馬神より、御挨拶申し上げます。

### ○馬神会長

皆様には、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。また、日ごろから東京都の交通安全対策の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。東京都交通安全計画は、交通安全対策基本法の規定に基づき、東京都交通安全対策会議が5年に1度作成するもので、都の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱でございます。

現行の「第11次東京都交通安全計画」も今年度、5か年の計画期間の最終年度を迎えました。そのため、次期計画である「第12次計画」の策定作業に今年度取り組むことになります。

今回の幹事会では、その着手に当たり、第12次計画の概要やスケジュール等を共有させていただきましたく、お集まりいただきました。

昨年は皆様の御尽力もあり、都内の道路交通事故件数は3万件を下回る目前まで減少し、鉄道旅客死亡事故はゼロを継続しております。しかし、残念ながら、道路交通事故において、お亡くなりになられた方は146人と、戦後最少の死者数を記録した令和4年の132人から、2年連続して増加しております。

このような事態を踏まえ、我々は、交通事故自体を減らしていく取組に加え、たとえ事故に遭遇してしまったとしても、尊い命が失われることのないよう、死亡事故原因の精査・分析や更なる対策を

進めていかなければなりません。

現行の第11次計画の期間中にも、道路交通法が改正され、交通安全を取り巻く状況は日々刻々変化しております。

令和5年4月1日からは、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されました。また、令和5年7月1日からは、電動モビリティのうち一定の基準を満たすものについては、「特定小型原動機付自転車」と位置づけられ、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されています。いわゆる「電動キックボード」は都内でも多く見られるようになりました。

さらに、先日警察庁が、令和8年4月1日から、自転車の交通違反に交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の運用を開始する方針を発表しました。特に都内では、自転車が関連する事故が多く、昨年は約1万3千7百件(13,773件)発生しており、交通事故全体に占める割合は4割強(45.8%)にも及び、全国平均(23.2%)の約2倍となっています。

自転車の安全利用の推進について、引き続き重点的に取り組んでいく必要があるとともに、次期計画は、これまでの法改正の内容を反映させて策定する必要がございます。

幹事の皆様におかれましては、これまで、スローガン「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」の下、様々な取組を進めていただいておりますが、改めてここにお集まりの皆様の相互の連携を強化し、知恵を出し合って、実効性のある対策を積み上げてまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

#### ○熱田代理

ありがとうございました。それでは、お手元の会議次第によって進めてまいります。各議題については、当課交通安全担当課長 三浦より、御説明させていただきます。

なお、この後議事が続きますが、時間の都合上、質問は最後にまとめてお伺いいたしますので、御了承のほど、よろしくお願ひいたします。

#### 【東京都交通安全計画の体系について】

##### ○三浦課長

都民安全総合対策本部 交通安全担当課長の三浦と申します。どうぞよろしくお願いします。

まず、資料1をご覧ください。東京都交通安全計画の体系について示したものです。

東京都交通安全計画は、交通安全対策基本法の規定に基づき、東京都交通安全対策会議が作成するもので、都の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱です。

現在の第11次計画の期間が令和7年度末までのため、今年度は次期の計画「第12次計画」の策定年度に当たります。「第12次計画」は、令和8年度から令和12年度までの交通安全に関する施策をまとめた、5か年計画となります。なお、都道府県の交通安全計画のもとになる計画が、国が策定する交通安全基本計画であり、こちらは内閣府が策定します。国の計画の動向については、後ほど御説明します。

#### 【第12次交通安全計画策定等の概要及びスケジュールについて】

##### ○三浦課長

続いて、資料2をご覧ください。第12次東京都交通安全計画策定等スケジュールについて説明いたします。

こちらの資料は、次期「第12次計画」の策定スケジュールについて、現時点での事務局案となっています。内閣府が設置する国「中央交通安全対策会議」において策定される「第12次基本計画」の決定を受け、都道府県における5か年計画を策定することとなります。都の第12次計画は、あくまで計画期間開始前の3月下旬までに計画決定を目指すこととしておりますが、国の「第12次基本計画」の決定通知を受けて策定する必要があるため、時期は動く可能性があります。

ここに記載している国の動きも、現時点で内閣府から聞いている「想定」であり、今後の国の動きを注視しつつ、隨時、幹事の皆様にも情報提供等させていただきます。

各機関の皆様には、国の中間案が公表される秋頃から具体的な検討に入っていただく予定です。次回幹事会までの間は、事務局において方針等を検討し、国の方針などを各機関に情報提供していく予定としています。その間、各機関におかれましては、第12次計画の部門別施策に盛り込む個別施策について、検討を開始いただくようにお願いいたします。また、第11次計画期間中の施策の実施状況について、調査を行う予定ですので、その際は御協力をお願いいたします。

さらに、スケジュール資料の右端に参考として、東京都自転車安全利用推進計画の策定スケジュールを記載しています。都安本部では、今まで御説明してきた「東京都交通安全計画」のほかに、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（第8条）で策定が定められている「東京都自転車安全利用推進計画」を所管しています。「東京都自転車安全利用推進計画」とは、行政、自転車利用者だけでなく、事業者等も含めた、自転車の安全利用に向けた社会全体の取組をより一層推進するための計画です。計画期間は5か年であり、今年度末に現行の計画が終了することになっています。

今まで、「東京都交通安全計画」と「東京都自転車安全利用推進計画」を別々に作成していましたが、自転車の施策内容がほぼ一致していることから、今回から記述内容の整合を図るため、同時に改定作業を行うことを予定しています。

自転車施策がより詳細に記載されることになるため、都における自転車施策の重要性に鑑み、委員に「東京都自転車商協同組合理事長」を追加し、また、同団体事務局長も幹事に任命いたしました。

#### ○熱田代理

ここで、今回幹事に就任した、「東京都自転車商協同組合 事務局長 小林亮成」様より、一言ご挨拶を頂戴したく存じます。それでは、小林事務局長、よろしくお願ひいたします。

—小林事務局長 御挨拶—

#### ○熱田代理

小林事務局長、ありがとうございました。

続きまして、議題2「第11次東京都交通安全計画の概要及び第12次東京都交通安全計画案について」につきまして、三浦より御説明させていただきます。

## 【第11次東京都交通安全計画の概要及び第12次東京都交通安全計画案について】

○三浦課長

資料3をご覧ください。第11次東京都交通安全計画の概要及び第12次東京都交通安全計画案についてまとめたものです。冒頭の説明と重複しますが、交通安全計画は、交通安全対策基本法を根拠法令とするもので、現行の第11次計画は、国第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日決定)に基づき、東京都交通安全対策会議が策定した、都内の陸上交通の安全に関する諸施策の大綱であり、区市町村が作成する交通安全計画の指針となるものです。第11次計画では、以下の目標を設定しています。

道路交通事故の目標については、令和7年までに死者数「110人以下」、令和7年までに死傷者数「27,000人以下」を設定しています。

鉄道事故の目標については、乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数の減少を目指します。

踏切事故の目標については、踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故の発生を極力防止することを目標にしています。

続いて、現行の第11次計画と第12次計画の章立てについて説明します。現行の計画では、コロナ禍を踏まえた「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進、東京2020大会を踏まえた交通安全について、重点項目として記載していましたが、こちらについては、次期計画では重点項目からは外す予定です。一方で、昨今電動キックボード等の「特定小型原動機付自転車」やモペッドなどの「ペダル付き電動バイク」等の新たなモビリティが台頭しており、交通ルール等をはじめとした交通安全教育等をさらに充実させる必要があることから、重点項目として、新規追加する予定です。その他の項目については、国の動向を見ながらにはなりますが、現時点では変更を予定しておりません。

## 【国第12次交通安全基本計画の動向について】

○三浦課長

続いて、資料4をご覧ください。国第12次交通安全基本計画の動向についての報告をいたします。令和7年3月6日に国において、中央交通安全対策会議専門委員会議が開催されました。同会議の議事資料は、内閣府ホームページに掲載されています。資料4は、私ども事務局において、議事資料の一部を抜粋し、作成したものです。本日は配布資料2点について、概要を報告します。

まず、「3 第11次計画の評価書(案)」についてですが、道路交通に関しては、今年までに死者数2,000人以下、重傷者数22,000人以下を目標としており、評価として、死者数・重傷者数とも低減していますが、目標には及んでおりません。その背景として、高齢者の増加等をあげています。令和5年の全国での交通事故死者数は2,678人、重傷者数は27,636人であり、令和6年は、死者数が2,663人、死傷者数は27,285人となっており、減少はしていますが、65歳以上の死者数が増加している状況です。

鉄道交通については、乗客の死者数ゼロ及び運転事故全体の死者数減少を目指す、を目標としており、乗客の死者数ゼロは達成できていますが、運転事故全体の死者数は、令和2年度に減少した後、令和3年度～令和5年度に増加していることから達成できない見込みとの評価となっています。

踏切道については、事故件数の1割削減を目標としているところ、減少傾向にあるものの達成には

至っていないとの評価です。

続いて、「4 第12次計画作成のための主な議論事項試案」、(1)道路交通についてです。政府目標を踏まえた計画期間の目標については、近年の交通事故死者数の状況などを考慮してはどうか、などと議論されています。また、今後の視点として、第11次計画に引き続き、「高齢者及び子供の安全確保」、多様なモビリティを含めた「歩行者及び自転車の安全確保」、「生活道路の安全確保」、「先端技術の活用推進」などが挙げられています。

鉄道交通に関しては、運転事故件数は着実に減少していること、原因究明と再発防止に向けた調査体制の一層の充実が示されています。

また、踏切道に関しては、踏切障害事故件数は長期的に減少傾向にあること、高齢者に関する課題に対しては、対策に一定の効果が見られたこと、歩行者に起因する事故が多いことから、状況を踏まえた対策推進などが示されています。

都の第12次計画策定に当たりましては、国の計画を適切に反映していく必要があることから、関係する機関には、今後も事務局から情報提供をさせていただく予定です。

#### 【令和7年度交通安全実施計画の承認について(事前連絡)】

##### ○熱田代理

最後に、議題4 「令和7年度交通安全実施計画の承認について(事前連絡)」につきまして、説明させていただきます。

##### ○三浦課長

令和7年度の単年度計画である「東京都交通安全実施計画」について、今後の策定の流れを説明いたします。これまで各機関には、令和7年度実施計画原案の作成に御協力いただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。ただいま、原案がまとまっている段階です。後日、本幹事会の親会議である、「東京都交通安全対策会議」を書面で開催し、そこで案を承認いただき、公表する流れとなります。書面会議は、今後5月中に行い、公表は昨年度同様6月中旬を予定しています。

##### ○熱田代理

ありがとうございました。これまでの事務局の説明について、御意見、質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

##### ○警視庁交通部指導官

交通安全対策会議（書面開催）の日程について、具体的なスケジュール及びどのように決議を行うか教えていただけますか。

##### ○三浦課長

現状、具体的な日付を申し上げることはできないのですが、近日中に事務局から各局・各機関へ承認書提出依頼をメール連絡し、承認を頂く形で決議を行います。

○熱田代理

その他、御質問はありませんでしょうか。

ではまず、「第12次東京都交通安全計画」については、今後も国の動向を注視しつつ、事務局の方で準備を進めてまいりたいということ、各機関におかれましては、計画策定準備への協力をよろしくお願ひいたします。

以上で、事務局が予定しました議事は終了しました。

この際、ほかに御発言がありましたら、頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

では、これをもちまして、令和7年度第1回東京都交通安全対策会議幹事会を終了させていただきます。

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございました。